

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

第 1 章 総則

(事業の範囲)

第 1 条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）は、日本学術会議法（令和 7 年法律第 7 0 号。以下「法」という。）第 1 条、第 3 7 条第 4 号及び第 4 1 条並びに日本学術会議会則（令和 8 年日本学術会議規則第 1 号。以下「会則」という。）第 3 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を実施するため、国際的学術研究に関する交流及び協力（以下「国際学術交流」という。）を目的とする次の各号に定める事業を行うものとする。

- (1) 法第 4 1 条に規定する国際団体への加入（以下「団体加入」という。）
- (2) 学術に関する国際会議等への代表の派遣（以下「代表派遣」という。）
- (3) 学術に関する国際会議のうち、国内で開催されるものの主催（以下「国際会議主催」という。）
- (4) 世界に共通する科学的諸問題の解決に向けて国内外の科学者等により議論するシンポジウムの開催（以下「国際シンポジウム」という。）
- (5) 特定国・地域との学術交流のための代表団等の派遣及び特定国・地域からの学術交流のための代表団等の招請（以下「二国間学術交流」という。）
- (6) 複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体との学術交流及び協力並びに協働（以下「多国間学術交流」という。）
- (7) 多国間学術交流のうち、特定の国際的枠組みにおける共同声明（以下「特定多国間共同声明」という。）の策定及び発出
- (8) アジア域内における人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域の国際会議の開催（以下「アジア学術会議」という。）
- (9) 地球規模課題の解決に向けた国際学術プログラムの推進（以下「フューチャー・アースの国際的展開」という。）
- (10) その他国際学術交流を通して学術会議の職務を達成するために必要な事業

(事業の基準)

第 2 条 前条の国際学術交流事業は、次の各号に規定する基準に基づいて実施することとする。

- (1) 国際社会における我が国の役割に対応する学術面での貢献をすること。
- (2) 長期的かつ総合的な計画の下に、諸科学の調和ある発展に寄与すること。
- (3) 前条各事業の相乗効果が最も上がるよう調整すること。
- (4) 学術に関する条件の変化に応じ、前条各事業を常に見直すこと。

第2章 国際団体加入

(国際学術団体の要件)

第3条 学術に関する国際団体（以下「国際学術団体」という。）のうち学術会議が加入するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体であること。
- (2) 各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するもの（以下「各国代表会員」という。）が、主たる構成員となるものであること。
- (3) 組織構成が次の一に該当するものであること。
 - ア 個々の学術の専門分野における統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一のかつ世界的な組織を有するもの
 - ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの
 - エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国に関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの
- (4) 10か国を超える各国代表会員が加入しているか、又は加入することが明らかになっていること。
- (5) 定款等が整備され、総会、各種委員会及び学術研究集会等が定期的に行われていること。

(加入要件)

第4条 学術会議が前条に規定する団体に加入しようとするときは、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること。
- (2) 学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められること。
- (3) 学術会議に、国際学術団体に対応する委員会又は分科会（以下「国内委員会」という。）があること。

(分担金の負担要件)

第5条 国際学術団体の定款等に、加入に伴う会費その他の費用（以下「分担金」という。）の負担義務に関する規定があるものに学術会議が加入するときは、学術会議が分担金を負担するものとする。この場合にあっては、当該定款等に次の各号に定める要件が規定されていなければならない。

- (1) 分担金の負担区分が明らかにされていること。
- (2) 分担金を負担するものに対して、定期的な会計報告の実施が義務付けられていること。
- (3) 分担金の変更は、当該国際学術団体の総会等の議決によってなされること。

(国際学術団体への加入申請)

第6条 学術会議が国際学術団体に加入するときは、当該団体の国内委員会が、会長に様式第1に定める申請書をもって申請しなければならない。申請書の記載内容に変更があったときも同様とする。

- 2 前項の申請に係る国内委員会が分野別委員会の分科会であるものについては、分野別委員会の委員長を経由して申請するものとする。

(国際委員会の審議)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、加入の適否について国際委員会に審議を行わせるものとする。

- 2 国際委員会は、第3条から第5条までの規定に基づいて加入の適否を審議し、複数の申請があった場合は優先順位及びその理由を付して会長に報告するものとする。

(役員会への提案)

第8条 会長は、前条の規定による国際委員会の報告に基づき、加入することが適当とされた国際学術団体について、加入申請書を付して役員会に提案しなければならない。

(加入の決定等)

第9条 会長は、役員会において加入することが適当と認められた国際学術団体について、加入申請書を付して総会に提案しなければならない。

- 2 会長は、総会において加入することが適当と認められた国際学術団体のうち、法第41条の規定により内閣総理大臣の承認を要するものについては、監事の調査及び財務大臣との協議を経た上で、内閣総理大臣の承認を求めるものとする。
- 3 国際学術団体への加入に関し、前項の規定により内閣総理大臣の承認を求めたものについてはその承認をもって、それ以外のものについては総会の議決をもって、加入の決定とする。

(加入後の任務)

第10条 学術会議が加入した国際学術団体（以下「加入国際学術団体」という。）に対応する国内委員会は、当該国際学術団体の運営及び研究の連絡等に参加し、その状況を定期的に会長及び国際委員会に報告しなければならない。

- 2 加入国際学術団体の国内委員会は、当該国際学術団体の分担金の額が変更されるときは、速やかにその変更の理由と新旧対照表を付して会長及び国際委員会に通知しな

なければならない。

(加入国際学術団体の見直し)

第11条 会長は、国際委員会に対して、加入国際学術団体を見直すために、第3条から第5条までに規定する要件及び第10条第1項に規定する加入後の任務の遂行状況に関して様式第2に定める調査票をもって調査させることができる。

2 前項の調査は、原則3年に1度行う他、必要に応じ随時行うものとする。

(加入国際学術団体からの脱退)

第12条 前条の調査の結果、会長が、第3条から第5条までに規定する要件を満たさなくなったと判断する加入国際学術団体については、学術会議は、役員会の議決を経て脱退することができる。

2 加入国際学術団体への脱退の手続は、前項の議決を経た後、速やかに行わなければならない。

3 会長は、前項の脱退の手続を経た後、最初に開かれる総会に当該加入国際学術団体からの脱退について報告するものとする。

第3章 代表派遣

(代表派遣の目的)

第13条 代表派遣は、次条で定める学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行うことを目的とする。

(代表派遣の対象となる国際会議等)

第14条 代表派遣の対象となる学術に関する国際会議等は、次の各号に掲げる会議等の一に該当するものでなければならない。

- (1) 国際学術団体の総会及び運営に関する会議
- (2) 国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議
- (3) 学術に関する国際会議（以下「国際会議」という。）のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議
- (4) 学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うために代表を派遣する会議等

(代表派遣会議調書の提出)

第15条 会長は、前条の規定に該当する会議等について、当該会議等の開催が予定される会計年度（以下「会議開催年度」という。）の前年度の11月中に、国内委員会及

びその他の委員会の委員長（以下「関係委員長」という。）に対し、様式第3に定める代表派遣会議調書（以下「会議調書」という。）の提出を依頼するものとする。

- 2 関係委員長は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の1月上旬までに、会議調書を提出しなければならない。

（代表派遣実施計画案の作成）

第16条 会長は、前条第2項の規定により会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、代表派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

（1）第1区分

- ア 第14条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会
- イ 国際学術団体の総会のうち、アに準ずるもの

（2）第2区分

- ア 第14条第1号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの
- イ 第14条第2号及び第3号に掲げる会議等で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの

（3）第3区分

第14条に掲げる会議のうち前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、第1項の依頼があったときは、第1項各号に掲げる区分に基づき、各区分の代表派遣に係る旅費の配分額を検討しつつ、それぞれ様式第4に定める派遣実施計画の案を作成し、会議開催年度の前年度の2月中に会長に提出しなければならない。
- 3 国際委員会は、前項の派遣実施計画の案の作成に当たっては、第1項第1号に区分される会議を優先しなければならない。ただし、国際委員会が会議の内容等に照らして代表派遣が必要と認めるものについては、この限りでない。

（派遣実施計画の作成）

第17条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣実施計画の案に基づき、様式第5に定める派遣実施計画を作成して、会議開催年度の前年度の2月中に開催される役員会の承認を得るものとする。

（派遣者の選考）

第18条 関係委員長は、役員会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等（以下「代表派遣会議」という。）のそれぞれの内容等に応じて、会員の中から適任者を選考し、原則として代表派遣会議が開始される日の2か月前までに、様式第6に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、連携会員若しくは日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者がある

と認められる場合は、その者を候補者として推薦することができる。

- 2 会長は、前項の規定による派遣候補者の推薦があったときは、派遣の適否について、国際委員会に審議を行わせるものとする。
- 3 国際委員会は、派遣候補者の派遣の適否を審議し、その結果を会長に報告するものとする。
- 4 会長は、前項の報告を踏まえ、学術会議の代表として派遣される者（以下「派遣者」という。）を決定する。

（派遣期間等）

第19条 代表派遣の期間は、原則として目的とする代表派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

（派遣実施計画の変更等）

- 第20条 関係委員長は、役員会で承認された派遣実施計画又は派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定のうち、派遣実施計画の変更の通知があった場合は、軽微な変更を除き、理由を付して改めて役員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に役員会の議に付すことができない場合は、事後において、役員会の追認を求めるものとする。
 - 3 会長は、第1項の規定のうち、派遣者の変更の通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会に審議を行わせた上で、変更を承認するものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の議に付すことができない場合は、事後において、国際委員会に報告するものとする。

（代表派遣会議の追加）

第21条 会長は、第17条の規定により決定した派遣実施計画の旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、役員会の承認を得て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

（会長又は副会長を派遣する場合の特例）

第22条 会長又は副会長（会則第16条第5号担当）の出席が求められる会議に当該会長又は副会長を派遣する場合は、第15条から第21条までの規定にかかわらず、会長は役員会の承認を得て、当該派遣を決定するものとする。

（投票権の行使）

第23条 代表派遣会議が加入国際学術団体の総会であって、投票権の行使が予定されている場合には、当該派遣者が、学術会議を代表して投票権を行使するものとする。派遣者は、投票権の行使に当たっては、会長及び国内委員会と十分連絡を取って行わな

なければならない。

(派遣者の責務)

第24条 派遣者は、代表派遣会議に出席するに当たって、次の各号に掲げる審議事項が予測される場合は、事前に会長に通知しなければならない。

- (1) 我が国の学術に重大な影響を及ぼす事項の決議
- (2) 加入国際学術団体の定款等の改正及び分担金の額の変更に関する決議
- (3) 我が国で国際会議等の開催を求める決議
- (4) その他、学術会議の予算に係る決議等事前に通知することが適当な事項

2 会長は、前項の規定により通知を受けた事項のうち、特に必要なものについては、国際委員会及び関係委員長と協議の上、当該事項への対応について役員会に諮るものとする。

(派遣者の報告)

第25条 派遣者は、代表派遣会議において、前条第1項各号に掲げる事項について決議等があった場合は、その内容について派遣期間終了後速やかに関係委員長を経由して会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の規定による報告のうち、重要と思われる事項について役員会に報告するものとする。

3 派遣者は、代表派遣会議から、派遣期間終了後1か月以内に、当該会議の関係資料を付して、様式第7に定める代表派遣会議出席報告書を会長に提出しなければならない。

第4章 国際会議の主催

(主催事業)

第26条 学術会議は、国内で開催される国際会議であって、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 国際会議を単独で主催すること（以下「単独主催」という。）
- (2) 国際会議を当該会議に対応する学術研究団体と共同して主催すること（以下「共同主催」という。）。)

(単独主催の要件)

第27条 単独主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 第3条第3号イ、ウ又はエに掲げる国際学術団体が母体となる国際会議であって、当該団体から日本開催の要請を受けたもののうち、単独主催とすることが適当

なもの

(2) 国際学術交流に資する国際会議で、学術会議が独自に企画することが適当であるもの

2 前項第1号の国際会議にあつては、当該会議の母体となる国際学術団体の協力が得られることが明らかでなければならない。

(連絡)

第28条 国際会議の母体となる国際学術団体（以下「母体団体」という。）が第3条第3号イ、ウ又はエであるものに対応している国内委員会の長は、国際会議の日本開催の動向を知った場合であつて、当該会議を学術会議が単独で主催するに適当と判断するときは、速やかに会長に連絡しなければならない。

(単独主催の審議)

第29条 会長は、前条の連絡があつた場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

(単独主催の決定)

第30条 会長は、前条の審議結果に基づき、役員会の承認を得て単独主催を決定する。

2 会長は、第27条第1項第2号の国際会議を単独で主催しようとする場合は、役員会の承認を得て単独主催を決定する。

(共同主催の要件)

第31条 共同主催とする国際会議は、原則として、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 国際会議の開催について、次の要件を満たすことが明らかであること。

ア 母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

イ 関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

(2) 国際会議が次の一の性格を備えるものであること。

ア 主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。

イ 主題となる研究が複合又は学際領域のものであること。

ウ 我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。

エ 時代の要請する主題であつて優先性が高いものであること。

(3) 学術会議が国際会議の母体団体と次の要件の一に該当する関係を有するものであること又は加入国際学術団体が後援する国際会議であること。

ア 加入国際学術団体又はその下部機構が母体団体であること。

イ 学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体が母体団体であること。

(4) 開催期間中に市民公開講座など、会議の成果を一般市民に還元するプログラムを

企画していること。

(申請)

第32条 前条第1号に定める国際会議に対応する学術研究団体又はこれに準じる団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、様式第8に定める申請書をもって会長に共同主催の申請を行うことができる。

2 前項の申請書は、国際会議を開催する年度の前々年度の11月末日までに提出するものとする。

(共同主催の審議)

第33条 会長は、前条第1項の申請があったときは、共同主催の選定のため、国際委員会に審議を行わせるものとする。

2 国際委員会は、同委員会に置かれる国際会議の主催に関する分科会（以下「主催検討分科会」という。）において、前項の審議を行わせるものとする。

3 主催検討分科会は、前項の審議を行うため、各部に当該会議の共同主催の適否等について意見を聴くことができる。

4 主催検討分科会における審議は、会議を開催する前々年度の2月末までに終えなければならない。

ただし、複数回に分けて結論を出すこともできる。

(共同主催の決定)

第34条 会長は、前条の審議結果に基づき、役員会の承認を得て共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(事務及び経費の分担)

第35条 会長は、前条の決定後、当該会議を共同して主催する学術研究団体の代表者と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。

2 国際会議開催経費のうち、前項の協議の結果学術会議で支弁することとなった以外のものについては、共同して主催する学術研究団体が負担するものとする。なお、共同して主催する学術研究団体が負担することとなった経費に充当される参加費の徴収又は寄附金の募集等、及びそれらの経理事務については、当該学術研究団体を取り扱うものとする。

3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、学術会議及び共同して主催する学術研究団体において確認を要するものとする。

第5章 国際シンポジウム

(国際シンポジウムの目的)

第36条 国際シンポジウムは、我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決に向けた科学の貢献について、国内外の科学者等が議論する場を提供するとともに、その成果を広く一般に反映浸透させることを目的とする。

(内容)

第37条 国際シンポジウムは、前条の目的を達成するため、国内外の科学者等による発表及び討論等を行い、これを広く一般に公開することにより行うものとする。

(企画案の策定等)

第38条 国際シンポジウムは、国際委員会において、その企画案の策定及び実施準備について検討するものとする。

- 2 国際委員会は、前項の検討に基づき、国際シンポジウムに係る企画案の策定及び実施準備を行うものとする。
- 3 国際委員会は、前項により策定した企画案を役員会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 国際シンポジウムの企画案の策定及び実施準備については、国際委員会に置かれる分科会において行うことができる。

(経費)

第39条 国際シンポジウムを他の機関と共同して主催する場合には、会長は、当該他の機関と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。

- 2 国際シンポジウム開催経費のうち、前項の協議の結果学術会議で支弁することとなった以外のものについては、当該他の機関が負担するものとする。
- 3 当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、各主催機関において確認を要するものとする。

第6章 二国間学術交流

(二国間学術交流の目的)

第40条 二国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、学術研究に関する事項について、特定国・地域の科学者等と意見及び情報を交換することを目的とする。

- (1) 国外における学術の動向及び研究体制の実態を把握し、我が国の学術研究の推進並びに体制の整備及び改善に寄与することとなる活動
- (2) 先端的分野又は学術会議として特に取り組むべき必要があると判断した分野についての、研究及び研究体制に関する情報を交換する活動
- (3) 開発途上国・地域における学術の研究体制の実態を把握し、当該国・地域におけ

る学術の発展を図る上で必要な意見を交換し、情報を提供する活動

(内容)

第41条 二国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、特定国・地域との学術交流のための代表団等の派遣及び招請を実施することにより行うものとする。

(検討及び実施)

第42条 二国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。

2 国際委員会は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画の案を策定し、二国間学術交流を行う国・地域（以下「交流国」という。）を選定するものとする。

3 国際委員会は、前項の規定により交流国を選定した場合は、実施計画の案を役員会に提出し、承認を得るものとする。

4 交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会にて行うことができる。なお、交流国の学術の特色及び学術会議の活動の動向等を勘案して、役員会が適当と判断する他の委員会又は分科会に交流事業の実施について依頼することができる。

第7章 多国間学術交流

(多国間学術交流の目的)

第43条 多国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体等と連携し、国際社会が共通して直面する課題及び学術研究に関する事項について、科学者等との間で意見及び情報を交換し、国際的な学術的貢献を行うことを目的とする。

(1) 地球規模課題その他の国際社会が共同で対処すべき課題について、学術的知見に基づく共同声明の発出等、国際社会及び我が国の政策形成並びに学術の発展に資する活動

(2) 共通する先端的分野又は学術会議として特に重点的に取り組む必要があると判断した分野等について、研究動向、研究成果及び研究体制に関する情報を交換し、国際的な協調及び連携を促進する活動

(3) 複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体等との協働を通じ、学術の自律性、社会における学術の役割及び科学的助言の重要性等について国際的な共通理解を醸成する活動

(4) 開発途上国を含む多様な国・地域の学術の現状及び課題を共有し、当該国・地域における学術の発展及び研究体制の強化等に寄与するための意見交換及び情報提供を行う活動

(内容)

第44条 多国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、複数国・地域の公的学術機関又は学術研究団体等と連携して実施する国際会議、共同声明又は提言の取りまとめその他のこれらに類する取組への参画、並びに代表者等の派遣及び招請を行うことにより実施するものとする。

(検討及び実施)

第45条 多国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。

2 国際委員会は、学術会議の活動及び国際的動向等を踏まえ、国際的枠組みへの参画その他の多国間学術交流事業を新たに実施しようとするときは、当該多国間学術交流事業の実施が必要な理由書を役員会に提出し、承認を得るものとする。

3 多国間学術交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会において行うことができる。

(特定多国間共同声明)

第46条 会則第38条第2項に規定する特定多国間共同声明は、次に掲げる多国間学術交流の枠組みにおいて行うものとする。

(1) Gサイエンス学術会議 (S7)

(2) サイエンス20 (S20)

(特定多国間共同声明案の作成及び審議)

第47条 前条に掲げる当該多国間学術交流の枠組みを主催する国等から、特定多国間共同声明の案について学術会議に協議があったときは、会長は、国際委員会に審議を行わせるものとする。

2 学術会議が当該枠組みを主催する国として特定多国間共同声明の案を作成しようとするときは、会長は、国際委員会において当該案を作成させ、多国間学術交流の枠組みに参加する公的学術機関又は学術研究団体と協議するものとする。

3 国際委員会は、前二項の規定による審議又は作成を、同委員会に置かれる分科会に行わせるものとする。

4 前項の分科会は、前項の審議又は作成を行うに当たり、必要に応じて各部に対し当該案について意見を求めることができる。

(特定多国間共同声明の案の承認)

第48条 会長は、前条の規定による協議を経た特定多国間共同声明の案について、役員会の承認を得るものとする。

(特定多国間共同声明への署名)

第49条 前条の規定により承認された特定多国間共同声明については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、学術会議を代表してこれに署名するものとする。

(1) 第22条の規定により会長又は副会長を派遣する場合 当該会長又は副会長

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 多国間学術交流の枠組みに参加する者のうちから役員会が指定する者

(特定多国間共同声明の変更への対応)

第50条 会長は、第48条の規定により承認された特定多国間共同声明の案が、多国間学術交流の枠組みにおける審議の過程で変更された場合において、その変更が当該承認された内容の範囲を逸脱しないと前条の規定により署名を行う者が認めるときは、その対応については、同者の判断に委ねることができる。

第8章 アジア学術会議

(アジア学術会議の目的)

第51条 アジア学術会議は、アジア域内での学術交流と協力を促進する基盤を提供し、全体論的な展望と構想をつくり、その実現を図ることを目的とする。

(内容)

第52条 アジア学術会議は、前条の目的を達成するため、アジア域内の各国・地域において、参加国・地域間の連絡調整を行い、学術に関する研究発表及び討論等を行う会議を開催することにより行うものとする。

(検討及び実施)

第53条 学術会議は、アジア学術会議の事務をつかさどる。

2 アジア学術会議は、国際委員会に置かれる分科会において、その在り方等について検討し、活動をより一層推進するものとする。

(学術会議の実施事業)

第54条 学術会議において、第51条の目的を達成するため、次の各号に掲げる国際学術交流事業を行うものとする。

(1) アジア学術会議等への代表者の派遣

(2) アジア学術会議の運営支援等

(派遣の基本方針案の作成)

第55条 会長は、前条第1号の活動を行うため、次の各号に掲げる区分に基づき、

アジア学術会議等への代表者について派遣の基本方針（以下この条、次条及び第57条において「派遣の基本方針」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

（1）第1区分

隔年で開催するアジア学術会議の総会及び毎年開催する学術に関する研究発表及び討論等を行う会議

（2）第2区分

アジア学術会議の開催及び運営に関する会議

（3）第3区分

アジア学術会議に関連する会議等のうち、前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、前項の依頼があったときは、国際委員会に置かれるアジア学術会議等分科会において審議の上、派遣の基本方針の案を作成し、会長に提出しなければならない。

（派遣の基本方針の作成）

第56条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣の基本方針の案に基づき、年度当初までに派遣の基本方針を作成し、役員会の承認を得るものとする。

（派遣会議及び派遣者の選定）

第57条 会長又は国際委員会委員長は、派遣会議及び派遣候補者の選定について、アジア学術会議等分科会において審議させ、国際委員会委員長に報告させるものとする。

- 2 アジア学術会議等分科会は、前項の審議に当たって、派遣の基本方針に基づき派遣会議を選定し、派遣会議の内容に応じて、会員の中から派遣候補者を選考する。ただし、連携会員又は日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者があると認められる場合は、その者を派遣候補者とすることができる。
- 3 アジア学術会議等分科会は、派遣会議の選定を行うにあたっては、第55条第1号に区分される会議を優先しなければならない。
- 4 国際委員会委員長は、アジア学術会議等分科会が選定した派遣会議及び派遣候補者について、国際委員会の承認を経た上で会長に報告するものとする。
- 5 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、予算の範囲内において、派遣者を決定する。

（派遣期間）

第58条 派遣の期間は、原則として目的とする派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

(派遣会議の変更等)

第59条 アジア学術会議等分科会は、国際委員会で承認された派遣会議及び派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに国際委員会委員長に通知しなければならない。

- 2 国際委員会委員長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

第9章 フューチャー・アースの国際的展開

(フューチャー・アースの国際的展開の目的)

第60条 フューチャー・アースの国際的展開は、気候、物質循環、生物多様性、人間活動を含め、地球環境の変動を包括的に理解し、学際的な方法及び社会との協働により、地球規模課題の解決に資する国際的な学術研究の総合的な推進を目的とする。

(内容)

第61条 学術会議におけるフューチャー・アースの国際的展開は、前条の目的を達成するため、国際学術プログラムであるフューチャー・アース（以下「フューチャー・アース」という。）に関し、次の各号に掲げる国際学術交流事業を行うものとする。

- (1) フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者の派遣
- (2) フューチャー・アースに関する国際会議等の運営支援等

(派遣の基本方針案の作成)

第62条 会長は、前条第1号の活動を行うため、次の各号に掲げる区分に基づき、フューチャー・アースに関する国際会議等への代表者について派遣の基本方針（以下この条、次条及び第67条において「派遣の基本方針」という。）の案の策定を国際委員会に依頼するものとする。

- (1) 第1区分

フューチャー・アースの国際的な意思決定及び運営に関し中核的な位置づけの会議

- (2) 第2区分

フューチャー・アースに関連する会議等のうち、前号以外のものでフューチャー・アースの国際本部事務局及び地域事務局・事務所が関与するもの

- (3) 第3区分

フューチャー・アースに関連する会議等のうち、前2号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

- 2 国際委員会は、前項の依頼があったときは、国際委員会に置かれるフューチャー・アースの国際的展開に関する分科会（以下「国際的展開対応分科会」という。）に

において審議の上、派遣の基本方針の案を作成し、会長に提出しなければならない。

(派遣の基本方針の作成)

第63条 会長は、前条の規定により提出のあった派遣の基本方針の案に基づき、年度当初までに派遣の基本方針を作成し、役員会の承認を得るものとする。

(派遣会議及び派遣者の選定)

第64条 会長又は国際委員会委員長は、派遣会議及び派遣候補者の選定について、国際的展開対応分科会において審議させ、国際委員会委員長に報告させるものとする。

2 国際的展開対応分科会は、前項の審議に当たって、派遣の基本方針に基づき派遣会議を選定し、派遣会議の内容に応じて、会員の中から派遣候補者を選定する。ただし、連携会員又は日本学術会議外国人アドバイザーの中に適任者があると認められる場合は、その者を派遣候補者とすることができる。

3 国際的展開対応分科会は、派遣会議の選定を行うにあたっては、第62条第1号に区分される会議を優先しなければならない。

4 国際委員会委員長は、国際的展開対応分科会が選定した派遣会議及び派遣候補者について、国際委員会の承認を経た上で会長に報告するものとする。

5 会長は、前項の規定による報告を受けた場合は、予算の範囲内において、派遣者を決定する。

(派遣期間)

第65条 派遣の期間は、原則として目的とする派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

(派遣会議の変更等)

第66条 国際的展開対応分科会は、国際委員会で承認された派遣会議及び派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに国際委員会委員長に通知しなければならない。

2 国際委員会委員長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて国際委員会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に国際委員会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

(会議の運営等)

第67条 学術会議は、第61条第2号の活動を行うため、国内及び国外で開催される国際会議等であって、フューチャー・アースの国際的な意思決定及び運営上の問題を審議するもの若しくはフューチャー・アースの推進に資する研究発表及び討論等を行うもの、又は両者を併せ行うものに関して、主催団体の要請に応じ、運営の

一部を担うことができることとする。

(決定等)

第68条 会長は、前条の要請があった場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

2 会長は、前項の審議結果に基づき、役員会の承認を得て、その実施を決定するものとする。

第10章 その他学術交流

(国外で開催される国際会議の運営)

第69条 学術会議は国外で開催される国際会議であって、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、主催団体の要請に応じ、運営の一部を担うことができることとする。

(決定等)

第70条 会長は、前条の要請があった場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

2 会長は、前項の審議結果に基づき、役員会の承認を得て、その実施を決定するものとする。

3 運営の一部を担う際に経費を学術会議が負担する場合には、役員会の承認を得るものとする。

附 則

第1条 この内規は、決定の日から施行する。

第2条 この内規の施行前に、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の規定により承認された計画、方針その他事業の実施に係る行為のうち、この内規の施行の日以降に実施されるものについては、この内規の規定により承認されたものとみなす。

様式第 1 （第 6 条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

_____委員会
委員長_____

国際学術団体への加入申請書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第 6 条の規定に基づき、下記国際学術団体への加入を申請します。

記

1 国際学術団体に関する事項

名称	和文					
	欧文		(略 称)			
設立年月日			年 月 日			
設立目的						
沿革						
団体の性格			非政府的（該当する 該当しない） 非営利的（該当する 該当しない）			
内規第 3 条第 3 号の組織構成該当条項			ア イ ウ エ	ア以外に該当する場合 「複数の専門分野にわたる」ことを示す部及び委員会名	分野別委員会 分野別委員会 分野別委員会 分野別委員会	
法人登録地						
事務局所在地						
主な役員	役職名		国 籍 ()		選出方法	任 期 (年)
			国 籍 ()			任 期 (年)
			国 籍 ()			任 期 (年)
運営組織						

主な財源					
分担金		有・無			
学術会議が加入した場合の分担金	カテゴリー	単位額	金額（通貨）	定款等の根拠条項	
決定要因		1 GDP	2 研究水準	3 科学者数	4 その他（）
学術会議が加入した場合の投票権（VOTE 数）		票 定款等の根拠条項			
加入国数等	ナショナルメンバー数	主要加入国名（10 か国）	エグゼクティブメンバー	加入個人会員数	
	か国		他 団体	人	
現在、我が国からナショナルメンバーとして加入している団体		有（団体名） ・ 無			

2 国際学術団体活動状況

総会開催周期		1 定期的（ 年に 1 回）		2 不定期		
過去 10 年間	開催年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
	会議名					
	開催地	国市	国市	国市	国市	国市
	参加国数	か国	か国	か国	か国	か国
	出席者数	人	人	人	人	人
関係国際学術団体	上部団体					
	協力関係団体	他 団体				
出版物		1 定期的（年 回） 主な出版物名 2 不定期（） 主な出版物名				
学術に関する国際機関等の提唱で行った活動		有（内 容） ・ 無				
学術に関する国際機関等への提言		有（内 容） ・ 無				
国際協力事業への参加又は実施		有（内 容） ・ 無				
全世界（地域）的研究課題への取り組み		有（内 容） ・ 無				

発展途上国への対応	有 (内 容) ・ 無
関係学術分野の動向 と今後の重要課題	

3 国内における国際学術団体への対応状況

※ 国際学術団 体役員就 任状況	役職名					
	氏 名					
	任 期	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで
過去 10 年間	総会・学術研究集会への対応実績	開催年	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年
		会議名				
		開催地	国 市	国 市	国 市	国 市
		日本からの 参加者	人	人	人	人
		学術会議による 代表派遣 (氏名)	有 () 無	有 () 無	有 () 無	有 () 無
		当該会議の学術会 議共催・後援の有無				
関係学術研究団体名						
加入科学者数		人				

※ 役員が会員又は連携会員である場合には氏名の頭に○印を付けてください。

4 加入理由

学術の進歩への貢献 (国内・国際的)	
今後の我が国にとって 重要な研究テーマ	
国際学術交流の推進に与 える影響	
その他	

5 添付資料

1 国際学術団体の定款 (欧文及び和文)
2 国際学術団体の概要説明書 (歴史、現況等)
3 国際学術団体の加入しているナショナルメンバー一覧
4 国際学術団体の分担金一覧 (各国別カテゴリー、金額一覧)
5 国際学術団体の財務報告書 (最近のもの)
6 国際学術団体の機関誌、総会記録 (最近のもの)
7 その他加入に関して必要と思われる資料

* 経 由 分野別委員会委員長 氏 名 _____		受付	令和 年 月 日
		進達	令和 年 月 日
加入申請が複数の 場合の優先順位	_____位	(理 由)	

* 申請者は記入不要です。

様式第2（第11条関係）

加入国際学術団体に関する調査票

1 国際学術団体活動状況（内規第10条 活動報告）

団体名	和	
	英	(略称)
	団体HP (URL)	https://www. (日本学術会議が加盟していることの記載 有 ・ 無)
国際学術団体の設立目的		
国際学術団体における最近のトピックについて (学術の進歩、当該団体の推進体制の変化、国際機関・政府・社会との関わり方等)		
当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献した事例		
政策提言や世界の潮流になりそうな研究テーマ・研究方式・研究助成方式等について		
日本からの役員によるイニシアティブ事項や日本からの参加によって進展や成果があったものについて		
加入していることによる日本学術会議、学会、日本国民への変化やメリットについて		
その他（若手研究者・女性研究者育成法、科学者の倫理に関する当該国際学術団体の基本方針や憲章、資金提供ソースの発掘における画期的な方策等の特記事項など）		

2 今後の予定について（内規第10条 活動報告）

総会、理事会の日本開催の予定について（招致等の予定も含め）	
日本からの役員立候補等の予定について	
現在、検討中の日本からの提言や推進するプロジェクト等の動きについて	

3 国際学術団体会議開催状況（内規第10条 活動報告）

総会・理事会・各種委員会等の状況 （過去5年間及び今後予定されているもの）	総会開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	理事会・役員会等開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	各種委員会開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
	研究集会・会議等開催状況	年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ） 、 年（開催地： ）			
上記会議等への日本からの参加・出席状況及び予定		記載例） 年、 会議（開催地名）、 人（うち代表派遣：氏名）			
国際学術団体における日本からの役員等への就任状況 （過去5年）		役職名	役職就任期間	氏名	会員、連携会員の別
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
			～		（ 期）会員・連携
出版物		1 定期的（年 回） 主な出版物名			
		2 不定期（ ） 主な出版物名			
活動状況が分かる年次報告等があれば添付又は URL を記載 (https://www.)					

4 国際学術団体に関する基礎的事項（内規第3条、4条、5条）

国内委員会 （内規第4条第3号）	委員会名	
	委員長名	
	当期の活動状況	（開催日時 主な審議事項等）
内規第3条 （国際学術団体の要件関係）	国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体である 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる定款・規程等の添付又は URL を記載（http://www. ）	
	各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するものが、 主たる構成員となっている（主たる構成員が、いわゆる「国家会員」であるか否か） 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる資料の添付又は URL を記載（http://www. ）	
	下記の事項（ア～エ）のいずれか一つに該当するか（該当するものに○印） ア 個々の学術の専門分野における統一的かつ世界的な組織を有するもの イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一的かつ世界的な組織を有するもの ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの	
	10 か国を超える各国代表会員が加入している 1. 該当する 2. 該当しない	
	加入国数及び 主要な各国代表会 員を 10 記載	（ か国）
		・ 各国代表会員名（団体名を記載）／国名
その他	国内関係学協会 （主要 10 団体） を記載	

様式第3（第15条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

委員会
委員長

令和 年度代表派遣会議調書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第15条の規定に基づき、下記のとおり
会議調書を提出いたします。

記

会議	名称	(和 文)		同委員会より複数会議に応募する場合、当該会議の順位： 位	
		(欧 文)			
	開催地	国	市	会期	年 月 日～ 年 月 日
	開催間隔	1 定期 (年に1回)		2 不定期	
	使用語	英・仏・独・露・西 その他		出席に 必要な 資格	
	会議形式	総会・役員会・評議員会・シンポジウム・委員会・その他 ()			
母体機関	名称	(和 文)			
		(欧 文)			
	所在地				
	性格	1 常設の国際学術団体 (加入国数： か国) 2 会議開催のためにその都度組織される国際団体 3 特定国の団体 (アカデミー、学会等) 4 その他 (具体的に記入)			
	目的				
	学術会議との関係	1 学術会議が団体加入している。 2 学術会議の加入していない国際学術団体であるが、対応する国内委員会 (分野別委員会) が設置されている。 (委員会名：) 3 その他 (学術研究団体の名称、所在地、電話番号、責任者名を記入)			
	日本からの役員	(職名・氏名)			

主催機関	名称	(和 文)		
		(欧 文)		
	所在地			
	連絡責任者住所 氏名 (欧文で詳細に)			
会議参加状況		前々回 (第 回)	前 回 (第 回)	今 回 (第 回)
	開催年	年	年	年
	開催地 (国名)			
	参加国数	か国	か国	か国
	主要参加国			
	参加者総数	人	人	人
	日本からの参加者数	人	人	人
	日本からの参加者 (代表者) 氏名			
主要課題	(和 文)			
備考	(上記各項に関する補足説明、次回開催候補地等の参考事項を記入)			
	投票権の有無 (総会の場合) あり (票)、 なし	日本からの代表者の参加要請の有無 あり (座長、指名招請、一般的招請、その他:) 特になし		

作成者氏名	
所属・職名	
連絡先	(電話)

注

- 1 ※印欄は記入不要です。
- 2 母体機関に当たるものが特にない場合は、主催機関を母体機関とみなして記入してください。
- 3 連絡責任者住所・氏名は文書の送付等事務的な連絡ができる人を記入してください。
- 4 会議の内容がわかるサーキュラーの写し1部を添付してください。

受付	調書番号
※ 令和 年 月 日	※

様式第4（第16条関係）

日本学術会議会長 殿

国際委員会委員長
氏名 _____

令和 年度代表派遣実施計画の案

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第16条の規定に基づき、下記のとおり代表派遣実施計画の案を提出します。

記

〈第16条第 項に係る国際会議〉（配分金額 円）

番号	会議名		開催地	会期 (日数)	派遣候補者 (職名)	旅費見積額				優先 順位
						日当 (旅行 日を含 む)	宿泊	交通 費	合計 額	
1			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
2			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
3			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
4			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
5			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
6			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
7			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
8			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
9			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	
10			_____ ()	／ ～ ／ (日)	()	円	円	円	円	

- 注 1 会期順に記載。
- 2 会期日数には、旅行日を含めない。 残 額 _____ 円
- 3 派遣候補者欄については、既に予定している者があれば記入。

< 名

$$>$$
[illegible]

様式第 6（第 1 8 条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

委員会
委員長

令和 年度代表派遣会議候補者推薦書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり派遣候補者を推薦いたします。

記

会議 の 名 称	(和 文)				
	(欧 文)				
開催地	国	市	会期	年 月 日～ 年 月 日	
氏名	本人慣用の ローマ字表記				
勤務先		職 名	(英訳)		
勤務先 所在地				(電話番号)	
現住所				(電話番号)	
最終学歴及び 主な職歴					
主な研究 業績					
日本学術会議 との関係	1 会員 (第 部) 2 分野別委員会 (委員会) 3 国際委員会分科会委員 (分科会) (1、2 を除く)				

様式第7（第25条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議会長 殿

報告者氏名 _____

所属する分野別委員会名・分科会名

代表派遣会議出席報告書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 会議の名称

(和 文) _____

(欧 文) _____

2 会 期

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

3 会議の概要

- (1) 会議の形式
- (2) 会議の開催周期
- (3) 会議開催地、会議場
- (4) 会議開催母体機関
- (5) 会議開催主催機関及びその性格
- (6) 参加状況（参加国名・数、参加者数、日本からの参加者の氏名・職名・派遣機関）
- (7) 次回会議予定（会期、開催地、準備組織、主なテーマ）

4 会議の学術的内容

- (1) 日程と主な議題
- (2) 提出論文（日本からの提出分、日本以外からの提出分）
- (3) 学術的内容に関する事項（当該分野の学術の動向、今後の重要課題等）
- (4) その他の特記事項（報告すべき審議内容・成果、日本が果たした役割、共同声明の有無、国内外での報道状況、次回開催に向けての課題等）

5 会議の運営

- (1) 会議の使用語
- (2) 出版物（サーキュラー、論文前刷、プロシーディングス）
- (3) 会議付帯行事（学術研究旅行、展示、社交）

6 会議全般に関する所見

7 分担金の負担額の変更等（以下、日本学術会議加入国際学術団体の場合記入）

- (1) 日本の負担予定額
- (2) 日本以外の主要国の負担予定額
- (3) 実施の時期
- (4) 変更の理由（理由及び計算の根拠について詳細に記述すること。変更内容の資料を添付）
- (5) 定款等の改定、分担金の変更等についての国内委員会及び日本学術会議事務局国際部への事前連絡有無

8 関係国際学術団体の運営等

- (1) 定款・規則の新設・改廃（関係資料を提出の上、要点を記述）
- (2) 新役員
- (3) 新規加入・脱退等（国名、団体名）
- (4) 新設・改廃された委員会等
- (5) その他運営に関する決定事項

9 投票権を行使した決議事項のうち重要と思われる事項及びその概要

10 以下について、チェックを入れる

☐ 1, 2, 3, 4, 6に記載した内容を日本学術会議ホームページに掲載することを了承

☐ 日本学術会議ホームページ等の広報活動に使用する写真の提供が可能

様式第 8（第 3 2 条関係）

令和 年 月 日

日本学術会議
会長 殿

(学研究団体名)
(代表者名)

令和 年度共同主催国際会議申請書

下記の国際会議が日本で開催されることが決定しましたので、貴会議が同国際会議を（学研究団体名）と共同して開催されるよう申請します。

記

令和 年に共同主催を希望する国際会議の概要

会議の名称	和文： 英文：
開催時期	
開催場所	
主催団体	
後援等団体	※多い場合は主要なもののみ記載。
母体団体	和文： 英文：
参加予定者数等	国外 人 国内 人 計 人 [か国・地域]
会議使用言語	
会議概要 (会議の意義・目的や日本開催の経緯等について簡潔に記載。)	
開催経費の財源 [募 金 団 体]	参 加 費 千円 助 成 金 千円 寄 付 金 千円 その他 千円 計 千円
連絡先 (氏名・所属・肩書・住所・電話番号等)	氏名: (所属・肩書) 住所: 電話番号: E-mail :

提出資料 （申請時に作成が可能な資料がある場合は、チェックして下さい。様式任意。）	☐ 会議内容（会議の構成、主要プログラム、展示・一般向けプログラムの有無等を記載） ☐ 日程表（表形式にし、午前・午後、夜の別に内容を記載） ☐ 会議プロシーディングス（印刷及び配布方法を明記） ☐ 著名な国外・国内参加者（氏名、所属、受賞歴等） ☐ 組織委員会の構成等（発足年月日、学術研究団体との関係等） ☐ 会議の主題となる学問分野及び近年の研究成果に関する資料 ☐ 会議の収支予算書 ☐ その他の資料（ ）
--	---

※現時点で未定の場合は、未定である旨記載してください。

※提出資料欄でチェックした資料については、審査の過程で提出をお願いする場合があります。